

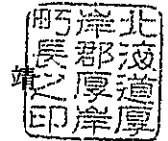
厚岸町告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、厚岸町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、厚岸町森林整備計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第2項の規定により、厚岸町森林整備計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、厚岸町長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和7年3月10日

厚岸町長 若 狹



- 1 縦覧場所 厚岸町役場環境林務課林政係
- 2 縦覧期間 自 令和7年3月10日
至 令和7年3月21日